主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人三宅厚三の提出にかかる控訴趣意書における記載を引用する。検察官は本件控訴は理由のないものとしてその棄却の裁判を求めた。

論旨第一点(一)(三)(四)について案ずるに

〈要旨〉昭和二十六年最高裁判所規則第十五号によつて改正せられ昭和二十七年二月一日から施行せられた刑事訴訟〈/要旨〉規則第四十四条は公判調書の必要的記載事項を限定し公判廷における訴訟手続の中右所定の事項は必ずこれを公判調書に記載しなければならないものとしていることが明らかであるが他面右所定の事項以外の訴訟手続にして通常行われるものについては公判調書にその記載のなされない故をもつて直ちにその履践せられなかつたものとなすことはできなく却つて特段の事由のない限りそれ等訴訟手続が適式になされたものと一応推定せられるものと解するのが正当である。

- 論旨第一点中其の他原審訴訟手続には幾多の法令違反がある旨の点について案ず るに

論旨は原審における訴訟手続における法令違反の点につき具体的に且つ適式にこれが指摘をしていないのでこれに判断を加えるに由なく結局同論旨は不適法なものとしてこれを採用しない。

原審における訴訟手続には所説のように法令違反の廉のあることが記録上認められるけれども右の違法は未だ判決に影響を及ぼすことが明らかなものとは認められないので論旨はこれを採用しない。

論旨第二点について案ずるに

原判決の拳示する証拠によれば原判示各事実を認定することができる。而してA及び被告人の各供述調書が所説のようにそれぞれ二通宛あることは記録上明らかであるけれども原判決はそれら各供述調書をそれぞれ二通宛挙示したものと認められるのでこの点についても原判決には所説のような訴訟手続における決令違反の廉はなく従つて原判決にはその採証の決則を誤つた廉は認められない。

これを要するに所説は事実審である原審が有する証拠の取捨判断に関する自由裁量権を独自の見解に基いて論難しているのに過ぎなく従つて原判決には所説のような事実誤謬の廉は認められないので論旨はこれを採用しない。

論旨第三点について案ずるに

本件犯行の態様及び記録上認められる被告人の各前科その他各段の事情を合せ考えるに所犯の情状がよろしくなく原判決が被告人に科した刑は相当と認められ論旨の諸点を斟酌してみても特に更に右の刑をこれ以上滅軽しなければならないような事由も格別認められないので論旨はこれを採用しない。

その外原判決を破棄しなければならない様な瑕疵も認められなく本件控訴は理由がないので刑事訴訟法第三百九十六条によつてこれを棄却すべきものとして主文のように判決する。

(裁判長判事 河野重貞 判事 山田市平 判事 小沢三朗)